

令和4年度（2022年度）

# 環 境 速 報

第206号

令和4年（2022年）7月26日（火）発行

	目次
◇令和4年4月～7月中に公布された主な環境法令の概要について	1
○宅地造成等規制法の一部を改正する法律	
○長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（長野県条例）	
◇行政情報	3
○ゼロカーボン関連技術開発等促進事業（長野県産業労働部産業技術課）	
◇省エネコラム ～ エネルギー管理のPDCAサイクル ～	5
小林技術士事務所 所長 小林 和男	
☆協会主催研修会等の情報	7
○環境保全基礎研修会/○エコアクション21セミナー	
○エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会	
○エコアクション21無料個別相談会	
◇環境法令改正情報（令和4年4月～7月）	13
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第12回）	17
～PRTR制度とSDS制度 後編～	
◇協会からのお知らせ／編集後記	20

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21  
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

## 令和4年度（2022年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

1 開催日：令和5年1月25日（水）・26日（木） 両日とも10:00～15:00

\*本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（25日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS (II) 管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（26日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦 徹也 さん

4. 定員 50名（最少催行人数設定あり）\*参加者人数が20名未満の場合は中止します。

5. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

6. 申込締切日 令和5年1月10日（月）午後5時（必着のこと）

7. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、  
FAX：026-228-5872 メール：nasankan@alps.or.jp 郵送 でお申し込みください。

8. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文  
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10 長野県中小企業会館5階  
電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

9. 主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県（予定\*申請中）協賛：長野県電子工業技術研究会

## 令和4年4月～7月中に公布された主な環境法令の概要について

令和4年4月～7月中に公布された主な環境法令（法律・長野県条令）の概要を報道発表資料等により紹介します。

### 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第55号）

#### （1）法改正の背景

昨年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する。

#### （2）改正の概要

##### ①スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

##### ②盛土等の安全性の確保

- ・盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、  
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

##### ③責任の所在の明確化

- ・盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

##### ④実効性のある罰則の措置

- ・罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化 等

※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

#### （3）施行期日 公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行

\*令和4年5月27日国土交通省ホームページ「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）が公布されました～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します！～から抜粋

### 2 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年7月11日長野県条例第33号）

#### （1）条例制定の背景

令和3年7月に静岡県熱海市で不適切な盛土に起因する土石流が発生し、多くの尊い人命

が失われた。これを受けて、本県においても不適切な盛土による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、盛土行為を一律に規制する条例が必要と判断し、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定した。

## (2) 条例の概要

### ①目的

土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資する。

### ②責務

- ・盛土等を行う者 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じる。
- ・土地の所有者 所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努める。
- ・土砂等を発生させる者  
事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努める。等
- ・県 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な施策を総合的に推進する。

### ③主な規制項目

- ・面積が3,000平方メートル以上または高さが5m以上の土砂等の盛土等を行う場合には許可が必要になる。
- ・許可を受けるにあたっては、周辺地域の住民に許可申請の内容を周知する必要がある。
- ・土地の所有者の方は盛土等の施工状況を定期的に確認する必要がある。
- ・条例の規定に違反した場合には、罰則（最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用されることがあります。

### ④申請手数料（1件あたりの金額）

- ・新規許可 55,000円
- ・変更の許可 34,000円
- ・譲り受けの許可 34,000円

## (3) 施行期日 令和5年1月1日

\*長野県ホームページ「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」から抜粋

## ゼロカーボン関連技術開発等促進事業

長野県産業労働部産業技術課

### 1 目 的

「長野県ゼロカーボン戦略（令和3年6月策定）」の実現に向け、グリーンイノベーションセンターを設置し、県内製造業による関連技術の開発や、製品のライフサイクルにおけるカーボン排出量の可視化・削減等を支援する。

### 2 事業内容

#### (1) グリーンイノベーションセンター

県内製造業による脱炭素化やグリーンイノベーションの創出に向けた取組をワンストップで支援するため、県産業振興機構（NICE）に設置

#### (2) ゼロカーボン技術事業化促進事業

##### ア ゼロカーボンに向けた技術開発プロジェクトの組成・支援

- ・コーディネータを配置し、県内製造業の技術ニーズと大学や高専等の研究シーズをコーディネート
- ・分野別研究会を設置し、技術開発プロジェクトを組成
- ・技術開発プロジェクトの事業化に向けた伴走支援

##### イ ゼロカーボン関連技術開発支援事業補助金

- ・対象経費：人件費、設備備品費、原材料・消耗品費、会議費、委託費 等
  - ・補助上限：10,000千円以内【20,000千円以内】
  - ・補助率：1/2以内【2/3以内】
- 【 】は、「特別枠：ゼロチャレンジ型」（特に削減効果が高い場合）

#### (3) カーボン排出量可視化・削減支援事業

##### ア カーボン排出量の可視化支援

県内製造業の各種データに基づき、工業技術総合センターと外部専門家が製品のライフサイクルの観点からカーボン排出量の可視化を支援

##### イ カーボン排出量の削減支援

削減に向けた取組や設備導入の計画策定・資金確保等を支援

##### ウ 普及啓発

- ・自動車メーカー等から求められるゼロカーボンに関する講演会
- ・カーボン排出量削減等の取組事例を広く普及するための成果発表会 等

# 令和4年度カーボン排出量可視化・削減支援事業

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、県内事業者が温室効果ガス（カーボン）排出量を可視化・削減する取組を支援します

可視化

削減

普及啓発

2030年までにカーボン正味排出量6割減  
（長野県ゼロカーボン戦略）

## カーボン排出量の可視化支援（無料）

算定説明会（第2回7月25日）（複数回開催）

- ・カーボン排出量の算定手法（Scope）の説明

個別相談（50社/年）

- ・企業が算定時に外部専門家へ相談

活動量



排出原単位

## カーボン排出量の削減支援（有料）

企業（10社/年）

専門家チーム

実施内容

○省エネルギー ○省資源 ○製品改良  
によるカーボン排出量の削減検討

検討会（標準3回）

- ①対象の調査
- ②削減方法の検討・提案
- ③削減方法の実施
- ④効果検証

見える化

測定：電力、気体流量、温度、重量 等  
分析：

エネルギー使用状況  
MFCA（マテリアルフローコスト会計）  
LCA（ライフサイクル評価）  
環境効率

※企業負担金は、検討会1回あたり1万円（測定・分析を含む）になります。

## ゼロカーボン普及啓発（無料）

普及啓発セミナー（7月27日）【役員・管理職向け】

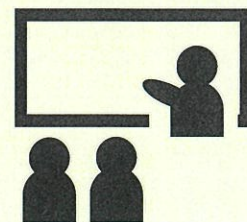
『長野県グリーンイノベーションセミナー』

⇒ ゼロカーボンに向けた考え方や取組の紹介

LCA実践的セミナー（7月21、28日）【企業実務者向け】

⇒ カーボン排出量算定の基礎となるLCA手法に関するセミナー

成果発表会（3月予定）（企業様より支援内容の発表）



～ エネルギー管理の PDCA サイクル ～

日本国内観測史上最大規模マグニチュード9.0の東日本大震災は、2011年3月11日14時46分頃に発生しました。被害状況等については、まだ行方不明者も多く全容は把握されていませんが緊急災害対策本部資料によると、震災から3ヶ月を超えた6月20日時点で、死者約1万5千人、行方不明者約7千5百人、負傷者約5千4百人。また、12万5千人近くの方々が避難生活を送っています。この地震に伴う津波の影響で東京電力の福島第一原子力発電所で発生した原子力事故により電力危機が発生しました。

北海道で最大震度7の地震が起こったのは2018年9月6日3時7分でした。この地震に伴い北海道エリアにおいて、3時25分日本で初めてとなるエリア全域におよぶ大規模停電(ブラックアウト)が発生してしまいました。

そして現在、日本と世界がSDGs目標年、カーボンニュートラル2050年目標に向けて取り組む中、世界の情勢は混迷を極めています。新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機などの国際情勢を受け、電力・ガス・石油すべてのエネルギーコストが上昇して、企業の生産活動や国民生活への影響が懸念されています。オイルショック以来日本が進めてきた「省エネ」こそ、こうしたエネルギー危機を乗り越える即効性の高い特効薬となっています。

今年6月26日に東京電力管内で初めて発令された電力需給ひっ迫注意報は6月30日まで継続され、できる限りの節電の協力が求められました。今夏は厳しい電力需給が見込まれています。省エネルギーセンターは、WEBサイトに掲載の「現下のエネルギー価格高騰に対する一層の省エネ対策」を、“2022年夏季におけるすぐできる省エネ・節電対策を中心に”に以下の4つを柱に、具体的な対策をまとめています。

(1) 無駄なエネルギー使用を避ける(カット)

① 照明

- ・オフィスや工場における不要照明の消灯、照度の見直し
- ・広告照明や屋外照明等の停止あるいは管理の徹底

② 空調・冷房

- ・冷房設定温度を見直すとともに湿度調整も行う
- ・冷房時の冷気の拡散
- ・必要に応じてカーテン、ブラインドを活用し冷気を逃がさないようにする
- ・不要時の換気ファンやプロア等のこまめな停止等、換気の適正化
- ・無人電気室等における空調の停止

③ 生産・ユーティリティ設備

- ・蒸気配管保温等断熱の強化、吹きっぱなし蒸気トラップの緊急補修
- ・工場等における冷却や洗浄工程での水の節約
- ・温水供給温度の低減、温水から水使用への切替え等

- ・ライン停止時、非操業時の設備の電源オフ
- ・圧縮空気の供給圧力設定の低減

④ その他

- ・パソコン、コピー機、その他オフィス機器、給茶機、自動販売機等の不要時の電源オフ

(2) エネルギーのピーク使用を抑制する (シフト)

① 空調・冷房

- ・空調開始時間、冷房開始時間の見直しによるピーク電力抑制

② 生産・ユーティリティー設備

- ・適切な工程管理等によるピークの抑制と無駄の排除
- ・生産プロセスとユーティリティー供給の連系
- ・自家発電設備の活用
- ・蓄電、蓄熱の利用

(3) 電力から他のエネルギーへの転換や高効率機器等への転換 (チェンジ)

① 照明

- ・高効率LED照明への転換や交換

② 生産・ユーティリティー設備

- ・電気加熱からガス加熱あるいはハイブリッド加熱への転換
- ・高効率プロセス機器の導入等

(4) エネルギー (電力) の全体管理の徹底

- ・エネルギーマネジメントシステム等の活用
- ・電力使用に関する節電目標の設定と対策の優先順位づけ

省エネ、節電、脱炭素が求められている中、更に「節ガス」への取り組みをも求められるようになりました。今夏のエネルギー対策として即効性のある省エネが求められています。すぐにできる省エネとは大きな設備投資に依らない運用管理による省エネです。これを機会に継続して取り組むことができる企業内での仕組みを構築することが重要です。省エネ診断など受診を希望される企業が増加していますが、今後も継続して取り組みができるエネルギー管理のPDCAサイクルの体制づくりが求められています。

(参考資料)

省エネルギーセンターWEBサイトに掲載「現下のエネルギー価格高騰に対する一層の省エネ対策」

<http://f.crmf.jp/eccjor/cc.php?m=7dez0zb7ezfee6> (2022年6月)

---

小林 和男 小林技術士事務所 所長  
技術士 (電気電子部門/総合技術監理部門)

e-mail : koba@iiyama-catv.ne.jp



# 環境保全基礎研修会

日本及び長野県は 2050 年ゼロカーボン達成を宣言し、世界的に気候変動対策に向け大きく動き出しました。SDGs のゴールの多くが環境に関連するため、種々の環境問題に対応し持続可能な社会を構築することがすべての企業、行政、市民に求められています。また、本年 4 月からプラスチック資源循環促進法が施行となるなど、毎年のように改正される環境関係法規を守っていくことが企業にとってリスクを減らすこととなります。

一方、水質汚濁防止や騒音対策のような公害防止と廃棄物管理の面では担当者の経験や認識不足からくる事故、法令違反、システムの運用上のトラブルも発生しています。

このような状況に対応するには環境問題、関連法規制、対策技術をよく理解し、自社のマネジメントシステムを有効に活かすことができる人材の育成が求められています。

そこで（一社）長野県産業環境保全協会では、環境担当者の世代交代に対応し、新たな時代に対応する人材を育てる場として標記研修会を開催いたします。なお、基礎知識及び現場での対応力を確実に身に付けていただくため、少人数制の講義となっておりますので、お早めにお申し込みいただくようお願い申し上げます。

## こんな方々にお勧めをいたします。

- 企業、自治体等で新たに環境担当になられた方
- ISO やエコアクション 21 の事務局担当の方
- 高い環境意識を持った人材育成（職場のリーダー、新人教育等）
- 環境保全の実務をもう一度基礎から学び直したい方
- 公害防止管理者等国家試験受験のための基礎固めをしたい方

## 1. プログラム 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン（Zoom）で実施します。

第 1 日 2022 年 9 月 27 日（火）

水質、大気、騒音、地球環境

10:00 ～ 12:00	オリエンテーション 環境法規制 1 水質、大気、騒音、地球環境
13:00 ～ 14:00	環境科学基礎 最近の環境問題の動向 国、県のゼロカーボン戦略
14:00 ～ 15:10	環境保全技術 1 排水処理・騒音・臭気対策
15:20 ～ 16:40	演習 1 講義の振り返り等

第 2 日 2022 年 9 月 28 日（水）

廃棄物、マネジメント（SDGs）、ゼロカーボン技術

10:00 ～ 12:00	環境法規制 2 廃棄物、化学物質、その他
13:00 ～ 14:00	環境マネジメントシステム基礎 EMS で SDGs に取り組む
14:00 ～ 15:20	環境保全技術 2 ゼロカーボン技術、廃棄物削減 化学物質管理
15:30 ～ 16:40	演習 2 講義の振り返り等

★各講義の講師は協会技術専門委員と協会職員が行います。★参加者には修了証が発行されます。

## 2. 定員 25名（定員になり次第締め切らせていただきます。）

主催：一般社団法人長野県産業環境保全協会

後援：長野県（予定＊後援申請中）

3. 受講料（2日間：テキスト代、消費税を含みます。）

(1) (一社) 長野県産業環境保全協会会員 ￥16,000

(2) その他（当協会会員外） ￥21,000

受講料の返戻はいたしませんのでご了承ください。（受講者の変更は差し支えありません。）

4. 申込締切日 2022年9月21日（水）必着のこと

5. 申し込み方法

(1) 参加申込書に必要事項を記入の上、Eメール又はFAXで下記の宛先にお送りください。お申込みをいただきました方々には開催日2日前までにミーティングURLをお知らせいたします。

E-mail [nasankan@alps.or.jp](mailto:nasankan@alps.or.jp) Fax 026-228-5872

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 5階

(一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

問い合わせ：Tel 026-228-5886

(2) 受講料の支払い方法

上記フォームに必要事項を記入の上、受講料を下記口座に9月22日までにお振り込み願います。

八十二銀行本店 (普) No.323900

長野信用金庫石堂支店 (普) No.0186816

口座名 シャ) ナガノケンサンギョウカンキョウホゼンキョウカイ

2022年 月 日

環境保全基礎研修会参加申込書

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名	
所在地	〒
TEL/FAX	TEL FAX

所属・役職名	Eメールアドレス	氏名

備考 整理の都合上、受講料の取り扱いについて○印をつけてください。

振込 八十二銀行・長野信用金庫 に 月 日 名分  
振り込みました・振り込みます

請求書(必要・不要) 請求書送付先(部署名、担当者名)

原則として領収書は発行いたしません。(銀行振込書控えが領収書です。)

2022年度

# エコアクション 21 セミナー

## オンラインセミナー 全4回シリーズ開催

全世界が「より良い社会をつくる」ためにSDGsというゴールを設定し、その中でも2050ゼロカーボンを目指して、大きく動き出しました。これらを実現する手段の一つとして、環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21が注目されています。

今年度のセミナーは4回シリーズで**1. SDGs 達成のためのEA21**、**2. 構築と運用の実務**、**3. 省エネと再エネ**、**4. SDGsを経営に組み込む**、と毎回テーマを決めてオンラインで開催いたします。エコアクション21やSDGsにこれから取り組みたいと考えている方、すでに取り組んでおり、活動内容の向上を考えている方、いずれも参加が可能です。

経営者、企業及び自治体の担当者の方々等大勢の皆様のご参加をお待ちしております。



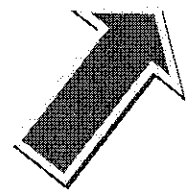
エコアクション21  
地球事務局1-001



よりよき地球・社会を目指すSDGsを実現

日常業務改善で無駄な経費削減

利益を高め、企業価値を向上



各回すべてオンライン (Zoom) による開催

### 第1回 SDGsとエコアクション21 ⇒ 終了

2022年7月6日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	SDGs 達成のためのエコアクション21 将来を見据えてPDCAを回しながら継続的な改善活動の推進	エコアクション21 審査員 桜井和夫 氏
14:40 ~15:20	事例発表 エコアクション21とSDGsの取り組み やりきる力で成果を出す(第24回環境コミュニケーション大賞優秀賞受賞)	株式会社みやま SDGs推進係 五味祐太郎 氏

### 第2回 エコアクション21構築・運用の実務

2022年9月8日(木) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	役に立つエコアクション21運用の実務 ガイドライン2017年版解説 審査書類作成方法	エコアクション21 審査員 鈴木秀一 氏
14:40 ~15:20	事例発表 エコアクション21の取り組み 本来業務改善に取り組む(卸小売業)	株式会社ツチハシ 営業部長 白鳥雅彦 氏

### 第3回 エコアクション21でゼロカーボンを目指す

2022年10月4日(火) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	エコアクション21でゼロカーボンを目指して取り組む ゼロカーボンとは? 比較的取組易い省エネ事例紹介	エコアクション21 審査員 中村秋男 氏
14:40 ~15:20	再生可能エネルギー事例発表 地域でできるゼロカーボン:小規模水力発電の取り組み	信州大学工学部 准教授 飯尾昭一郎 氏

### 第4回 経営に活かすエコアクション21

2022年11月2日(水) 13:30 ~ 15:20

13:30 ~14:30	SDGsを経営に統合する 優先課題の決定と具体的な展開	エコアクション21 審査員 有賀源司 氏
14:40 ~15:20	事例発表 SDGsの達成に向けてエコアクション21で進む 全社、全員での取組(エコアクション21オプザイヤー2021金賞受賞)	コムパックシステム株式会社 代表取締役社長 鈴木由彦氏

4. 定員 各50名

各回全て参加無料

主催：長野県 (一社)長野県産業環境保全協会 (EA21地域事務局長野産環協)  
共催：(一社)長野県環境保全協会 (一社)長野県資源循環保全協会 (一社)長野県建設業協会 長野県工業会  
後援：(一社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会  
(一社)長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会

## 5. セミナー申込方法

参加ご希望の方は各開催日の1週間前までに下記のフォームからお申込みください。 <https://forms.gle/1JcU8vAJq9rBDfzr5>



申込 QRコード

下記の申込書で FAX 又は Email でも結構です。(受講料 無料)

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 (一社) 長野県産業環境保全協会 講習会係

Tel 026-228-5886 Fax 026-228-5872 E-mail [ea21nasa@nasankan.or.jp](mailto:ea21nasa@nasankan.or.jp)

### ★オンラインセミナー受講にあたって

1. Zoom の利用は無料です。パソコン、スマホ、タブレットのいずれでも利用が可能です。
2. 参加申込者には開催日2日前までに別途メールにてミーティング URL 等をご案内いたします。
3. 参加申込者には事前に資料を電子ファイルで配布いたします。

FAX の場合は切り取らずにそのまま送信してください。

### エコアクション21 セミナー参加申込書

年 月 日

(一社) 長野県産業環境保全協会 御中

企業・団体名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

参加者氏名	所 属	Email アドレス	参加したいプログラム (該当するものに○)	
			第1回	第2回
			第3回	第4回
			第1回	第2回
			第3回	第4回
			第1回	第2回
			第3回	第4回

各回、参加申し込みされた方全員に事前に電子ファイルで資料をお送りいたしますので必ず Email アドレスをご記載ください。



®環境省  
エコアクション21  
地域事務局No.001

# エコアクション21認証取得研修会 事前合同説明会

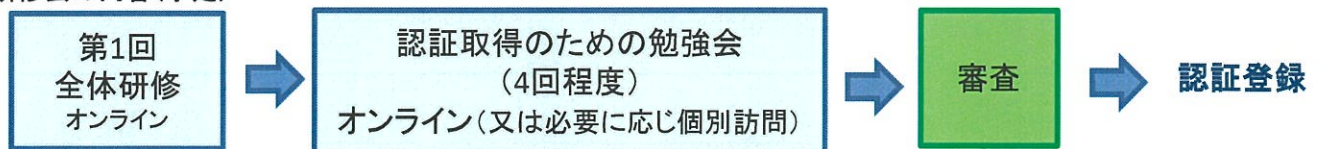
## ゼロカーボンに向かう

8月24日(水)13:30  
オンライン(Zoom)開催

環境省が策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21を使ってゼロカーボンを目指さず企業、団体を募集します。研修会は無料でエコアクション21の認証・登録のための支援させていただきます。説明会を開催いたしますので、ぜひ、ご参加ください。(参加無料)

13:30 13:45	エコアクション21認証取得研修会の概要	地域事務局長野産環協
13:45 14:45	エコアクション21を活用して ゼロカーボンに取り組む	エコアクション21審査員 宇野親治 氏

研修会の内容(予定)



申込方法 下記サイトからお申込みください。

<https://forms.gle/egF7XrGPhiDr6tSf9>



下記に必要事項を記入し、FAX、Eメールしていただいても結構です。

氏名	
企業・団体名	
Eメールアドレス	
紹介団体名	記入は必須ではありません。

この説明会に関する問い合わせ及びFAX、Eメール送付先  
一般社団法人長野県産業環境保全協会  
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
Email: ea21nasa@nasankan.or.jp

主催 長野県エコアクション21普及戦略会議 : 長野県(環境部、産業労働部)  
長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会  
長野県建設業協会、長野県資源循環保全協会、八十二銀行、長野銀行、長野県信用金庫協会、  
長野県信用組合、信州EA21研修会、長野県産業環境保全協会

# エコアクション21 無料個別相談会のご案内

## 1 開催日時

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2022年9月13日（火）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2022年10月18日（火）		
③ 2022年11月15日（火）		
④ 2022年12月13日（火）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10  
（一般社団法人長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）又は事務局が対応します。

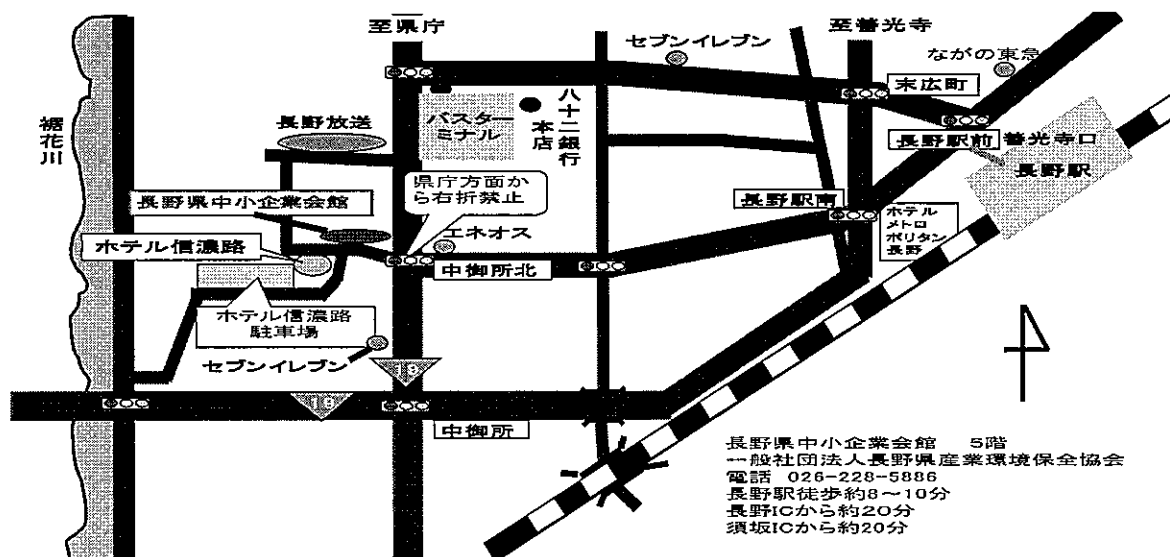
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）  
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階  
Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail：ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

## エコアクション21無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間での希望あれば）
① 9月13日（火）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 10月18日（火）	
③ 11月15日（火）	
④ 12月13日（火）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



環境法令改正情報（令和4年4月～7月）

（注）省令以上の法令を掲載しました。

4月	改正法令	概要
1日	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一四）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（地方公共団体実行計画等）第6項及び第7項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正し、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。概要：第21条第6項及び7項の規定に基づき、制定するもの。・促進区域の設定に関する環境省令で定める基準・促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方・改正法に伴う条ずれに係る規定の整理その他所要の改正。
5日	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境一六）	動物の愛護及び管理に関する法律（略称「動物愛護管理法」）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正し、「改正動物愛護管理法」施行の日（令和4年6月1日）から施行する。経過措置あり。
15日	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働八二）	労働安全衛生法第27条（事業者の講ずべき措置等）第1項、第113条（経過措置）及び第115条の2（厚生労働省令への委任）の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正し、令和5年4月1日から施行する。経過措置あり。内容：以下の省令の一部改正。①労働安全衛生規則②有機溶剤中毒予防規則③鉛中毒予防規則④四アルキル鉛中毒予防規則⑤特定化学物質障害予防規則⑥高気圧作業安全衛生規則⑦電離放射線障害予防規則⑧酸素欠乏症等防止規則⑨粉じん障害防止規則⑩石棉障害予防規則⑪東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則。
5月	改正法令	概要
17日	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一七）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、排水基準を定める省令（平成13年環境省令第21号）の一部を改正し、令和4年7月1日から施行する。内容：附則2及び附則別表の改正。上段：有害物質の種類「ほう素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の中段（業種その他の区分）、下段（許容限度）に関する改正。

18日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（四二）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）の一部を改正し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条の規定は公布の日から、第1条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。経過措置あり。概要：①土地への立入り等の権限の拡充②輸入品の検査等の権限の強化③特定外来生物の防除④要緊急対処特定外来生物への対策の強化⑤特定外来生物に係る規制の適用除外規定の整備⑥その他
20日	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（四六）	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律を公布し、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行する。概要：（1）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正（2）エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（高度化法）の改正（3）独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC法）の改正（4）鉱業法の改正（5）電気事業法の改正 趣旨：第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」や2030年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向け、日本のエネルギー需給構造の転換を後押しすると同時に、安定的なエネルギー供給を確保するため、省エネ法のエネルギーの定義の見直しや、非化石エネルギーへの転換を促進するための措置の新設、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事後届出制から事前届出制への変更や大型蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講じます。
26日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四七）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）第19条の21第2項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正し、令和4年6月1日から施行する。経過措置あり。概要：同省令第43条の2（硫黄酸化物放出低減装置の基準）の一部改正。
27日	宅地造成等規制法の一部を改正する法律（五五）	宅地造成等規制法の一部を改正し、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。経過措置あり。概要①題名を宅地造成及び特定盛土等規制法に改める。②目的③基本方針④基礎調査⑤宅地造成等工事規制区域⑥特定盛土等規制区域⑦主務大臣⑧施行期日
6月	改正法令	概要
1日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（六〇）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正し、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。概要：①地方公共団体に対する財政上の措置等②株式会社脱炭素化支援機構に関する以下の事項 ○目的○総則○脱炭素化委員会○業務○国の援助等○財務及び会計○監督○解散等○罰則
3日	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九二）	毒物及び劇物取締法施行令第40条の9第4項[毒物劇物営業者又は特定毒物研究者による毒物又は劇物の譲受人に対する情報の提供]の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。内容：同法施行規則第13条の11第2号の改正。情報の提供の方法に関するもの。



17日	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（六九）	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律を公布し、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。概要：Ⅰ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正Ⅰ題名の変更Ⅱ目的の追加Ⅲ建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物の範囲拡大等Ⅳ分譲型規格共同住宅等に係る措置Ⅴ販売事業者等による建築物の販売等に係る措置Ⅵ建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置等Ⅱ建築基準法の一部改正Ⅰ建築確認を要する木造の建築物の範囲の拡大Ⅱ防火に関する制限の合理化Ⅲ構造に関する制限の合理化等Ⅳ居室の採光に関する制限の合理化Ⅴ容積率等に関する制限の合理化Ⅵ一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象の拡大Ⅶ既存不適格建築物に関する制限の合理化Ⅲ建築士法の一部改正Ⅳ独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正Ⅴ施行期日
22日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二三二）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来生物法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定（特定外来生物全般に対する既存権限の拡充に係る規定）の施行期日は、令和4年7月1日とする。
24日	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二三七）	「改正地球温暖化対策推進法」（令和4年法律第60号）の施行期日を令和4年7月1日とする。
	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三八）	1株式会社脱炭素化支援機構の借入金及び社債発行の限度額に係る倍数を定めた2関係政令を整備した3施行期日を「改正地球温暖化対策推進法」の施行の日（令和4年7月1日）とする。
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一）	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）第4条（遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程の承認）第7項、第6条（承認取得者の義務等）第1項、第16条（輸入の届出）、第18条（登録検査機関）第3項及び第19条（遵守事項等）第4項の規定に基づき、「カルタヘナ法」施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（文部科学・環境一）	「カルタヘナ法」第13条（確認を受けた拡散防止措置の実施）第3項の規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。	
27日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境一）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来生物法」という。）の一部の施行に伴い、並びに「外来生物法」第4条（飼養等の禁止）第2号、第24条の3（委任規定）第1項及び第29条の2（権限の委任）の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正し、「改正外来生物法」附則第1条第2号に掲げる規定（外来生物全般に対する既存権限の拡充に係る規定）の施行の日（令和4年7月1日）から施行する。

7月	改正法令	概要
11日	<p>長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（長野県条例第33号）</p> <p>長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（長野県規則第46号）</p>	<p>1 土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の安全の確保に資するため、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めた。</p> <p>2 施行期日 令和5年1月1日から施行する。</p>
15日	<p>下水道法施行令の一部を改正する政令（二四八）</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二三）</p>	<p>下水道法第4条（事業計画の策定）第6項及び第25条の23（流域下水道の事業計画の策定）第7項の規定に基づき、下水道法施行令の一部を改正し、令和4年8月20日から施行する。概要：公共下水道及び流域下水道の事業計画の変更のうち、国土交通大臣等の協議等を要しない軽微な変更、予定処理施設の変更（主要な管渠や処理施設等の配置、処理能力等の変更に伴うものを除く。）を追加することとした。（第5条の2及び第17条の10関係）</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、令和4年9月15日から施行する。経過措置あり。</p>

# 知っておきたい環境法規制の基礎知識（第12回）

## ～PRTR制度とSDS制度～

本記事は、前号2022年3月発行の環境速報205号にて解説をした内容の続きとなります。前号と併せて読んで頂くようお願いいたします。

### 【前号の内容】

- ・制度の概要
- ・対象物質
- ・対象となる事業者

## 1. PRTR制度 排出量の算出方法

PRTR制度では、把握対象年度1年間において、第1種指定化学物質の環境（大気・公共用水域・土壌）へ排出される量（排出量）及び対象物質を含む廃棄物が事業所外へ移動される量（移動量）について、把握（算出）し届け出ることとなっています。

この算出にあたっては、排出量等の数値が機器の運転条件や原材料の性状等に大きく依存することがあるので、製造・使用工程によっては実測により把握することが実際的でない場合があります。このため、PRTR制度においては、他の規制制度等とは異なり、実測以外の方法でも排出量等を把握してよいこととなっています。

具体的には、次の方法により把握を行うこととされています。

- ・物質収支を用いる方法
- ・実測値を用いる方法
- ・排出係数を用いる方法
- ・蒸気圧、溶解度等の物性値を用いる方法

その他、的確に排出量を算出できると認められる方法でも把握を行うことができます。

事業内容に応じて適切な算出方法を選択し、適用することが重要となります。具体的な算出方法および算出方法の選択の仕方については経済産業省のHPに各種マニュアルがありますので、そちらを参考にしてください。

## 2. PRTR制度 届出方法

PRTR制度では、対象事業者は年度ごとに所有する事業所における第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、国に届け出ることとなっています。届出は、事業所ごとに、その事業所の所在地の都道府県を経由して行うこととなっています。

### (1) 排出量等の把握

排出量の算出方法に従って、排出量を算出する。

## (2) 届出方法の選択

届出方法を、以下の3通りの方法から選択してください。

- ・電子届出(ダイヤルアップ接続又はインターネットによるオンラインの届出のこと。)
- ・磁気ディスク
- ・書面

## (3) 届出書の作成

(2) で選択した方法にそって、届出書の作成方法をまとめています。作成のガイドや作成支援システムが経済産業省のHPにありますので、詳しくはそちらをご覧ください。

## 3. SDS 制度 作成・提供方法

### (1) 作成方法について

事業者が化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」をほかの事業者に譲渡・提供する際にはその情報(SDS)を提供する義務があります。伝達方法は化管法 SDS(安全データシート)及び化管法ラベルがあり、JIS Z7253において記述内容が標準化されており、それに適合する記載にするよう規定されています。

記載内容、標準的な書式、モデルとなる SDS やラベルが経済産業省のHPにありますので、それらを参考にしながら適切に記載をしてください。

### (2) 提供方法

SDS の提供方法は原則として手渡し(文書または磁気ディスク)となりますが、ファックス、電子メール、ホームページへの掲載についても取引先の承諾を得ている場合は認められています。また、同じ事業者に対して同じ化学品を提供している場合に、すでに SDS を提供している場合はその度に提供する必要はありません。

## 4. 法改正に伴う対象物質の切り替え時期について

前号でも触れたとおり、令和3年10月に改正法令が公布され、令和5年4月に対象物質が以下のとおり変わります。

- ・第一種指定化学物質は462物質→515物質に(そのうち、特定第一種指定化学物質は15物質→23物質)。
- ・第二種指定化学物質は100物質→134物質に。

改正に伴い、対象物質を切り替える必要がありますので、切り替え時期に注意してください。

PRTR 制度については、排出量を把握した年度の翌年度に届け出となります。令和4年度に排出した指定物質については改正前物質が対象となりますので、令和5年度に届け出は対象前物質となります。

令和5年度に排出量を把握した物質からは改正後物質となります。

SDS 制度については、今現在すでに改正前・改正後両方の指定物質を併記した SDS の作成・提供が可能となっています。改正のタイミングで情報が行き渡るように求められています。

【改正に伴う対象物質の切替え時期】

制度	実施主体	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2022年度)
PRTR	事業者	把握 (改正前物質)	把握 (改正前物質)	把握 (改正後物質)	把握 (改正後物質)
		届出 (改正前物質)	届出 (改正前物質)	届出 (改正前物質)	届出 (改正後物質)
	国	公表 (改正前物質)	公表 (改正前物質)	公表 (改正前物質)	公表 (改正後物質)
SDS	事業者	対象 (改正前物質) 提供準備・周知 (改正後物質) ※改正前・改正後両方の指定物質を併記 した SDS の作成・提供が可能		対象 (改正後物質)	

ここで紹介した内容は、主に経済産業省の HP より抜粋し、まとめたものです。詳細につきましては経済産業省の HP をご覧ください。

参考資料 経済産業省ホームページ 化学物質排出把握管理促進法  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

(一般社団法人長野県産業環境保全協会 相澤則広)

～協会からのお知らせ～

○令和4年度協会主催の主な研修会の日程をお知らせします。

名 称	日 程	受講料等	掲載頁
環境保全基礎研修会 (オンライン)	9月27日(火)・28日(水)	一般21,000円 会員16,000円	7
化学物質管理関連研 修会(オンライン)	2023年 1月25日(水)・26日(木)	一般15,000円 会員12,000円	表紙裏
エコアクション21 セミナー (オンライン)	第2回9月8日(木) 第3回10月4日(火) 第4回11月2日(水)	無料	9
エコアクション21 認証取得研修会 (オンライン等) 主催： エコアクション21 普及戦略会議	第1回事前合同説明会 8月24日(水) 勉強会(4回) 第2回10月12日未確定 第3回11月9日 〃 第4回12月7日 〃 第5回1月11日 〃	無料	11
エコアクション21 無料個別相談会	9月13日(火) 10月18日(火) 11月15日(火) 12月13日(火)	無料	12

\*詳細は、上記の掲載頁の案内をご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

令和4年度に入って4か月余り、新型コロナウイルス感染が小康状態に入ったかと思ったとたん、オミクロン株の新派生型「BA・5」が要因で、7月20日には県内感染が過去最多1594人となり、医療警報が発出される事態になっています。協会主催のセミナーは、昨年度に引き続き、感染拡大防止のため、開催方式を、原則、オンラインで、計画・実施いたします。ほぼ年間の開催予定がまとまりましたので、本号に協会主催セミナーの案内を掲載しました。ご覧いただき、積極的な参加をお願いします。また、引き続き、協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。

(専務理事 古川雅文)

後援



長野県 環境省

しんりせいせい

※長野県、環境省、一般社団法人長野県産業環境保全協会後援の研修コースです。



一般社団法人  
産業環境管理協会  
人材育成・出版センター

一般社団法人  
長野県産業環境保全協会

CPDの実績として申請可能な研修です

公害防止管理者等研修シリーズ **検索Q**

※申請時にレポートが必要です。

2022年度公害防止管理者等研修シリーズ

# 公害防止管理者等 リフレッシュ研修会

## 公害防止管理者等再教育研修

### 環境教育(人材育成)は 環境管理の“礎”です

#### ●法改正動向の把握

規制法令の把握は、  
環境コンプライアンスの第一歩です

#### ●他社事例に学ぶ

環境トラブルや環境管理の取組み事例から  
自社の改善ヒントを得る



#### ●開催日時/開催地

オンライン開催(ライブ配信)

11/18(金)

- 今年度はオンライン形式(ZOOMでのライブ配信)にて開催いたします。
- 入金確認後、電子メールにてZOOMミーティングURLをお送りいたします。また、郵送にて講義資料(印刷物)をお送りいたします。
- 当日ZOOMミーティングURLにアクセスして講義をご視聴ください。

●時間 10:00(開講)～16:45(終了予定)

開演30分より  
受付開始

●会場 現地開催における会場は、HP又は申込後にお届けします  
受講票にてご確認ください。

#### ●対象者

公害防止管理者、環境管理担当者、CSR担当者など  
公害防止管理者の資格者でなくても受講できます。広く環境管理に関  
わる方の受講をお待ちしております。

●受講料(消費税10%含む)注:オンライン開催も同じ価格です。

一般:15,400円/当協会会員\*:11,000円

長野県産業環境保全協会会員:14,400円

※(一社)産業環境管理協会の会員

※お一人様につき1端末での参加をお願いします(オンライン開催に参加の方)

## プログラム

※会場により講演テーマが異なります。 ※各講演テーマや内容の詳細は確定次第、ホームページ上でご案内いたします。  
※都合により日程や内容は一部変更/中止になる場合があります。

環境関連法規の近年の改正について解説するとともに、今後の改正審議の動向についても紹介します。  
規制強化と環境法違反  
近年の主要環境法規の改正を追う

事業場における環境管理の取組みや環境トラブル(汚染・苦情等)の事例を紹介します。(事例・手法紹介 他)

重要改正の深堀解説や汚染処理・対策技術の最新情報など環境管理実務の今をお知らせ

本研修シリーズは、公害防止管理者等の環境管理担当者の再教育を目的に平成20年度より開催し、これまでに10,000名以上の方に受講いただいております。最新の環境関連法規の解説、環境関連事故等の事例からその教訓を学ぶほか、各種環境管理手法の紹介を通じて、企業の環境人材の育成をサポートいたします。(平成21～令和3年度環境省後援の研修コースです。)



CPD: 27/11/2022/10:00 AM / 16:45 PM (予定)

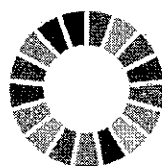
2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために  
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



非営利性  
エコアクション21



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



環境省



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies